

福知山市社会福祉協議会
令和元年度 地区福祉推進協議会活動助成金 交付要綱

1. 目的

福知山市における地域福祉活動の推進を図るため、地区福祉推進協議会（以下「推進協」という。）が取り組む地域福祉活動に対して、福知山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が支援することを目的とする。

2. 対象団体

本助成金の交付対象となる団体は、住民主体の地域福祉活動に取り組む、推進協とする。

3. 対象経費

本助成金の交付対象となる経費は、推進協が地域福祉活動を実施するために要する経費で、（別表1）に掲げる経費とする。ただし、社協会長が特に必要と認めた経費については、その限りではない。

【別表1】

項目	内 訳
消耗品費及び材料費	事務用品、コピー用紙、材料費等
印刷製本費	資料・チラシ等の印刷経費、写真のプリント代等
使用料及び賃借料	会場使用料や賃借料
バス代	視察研修等に係るバス借上げ料 ※費用の総額の2分の1以下とし、上限は5万円とする。
通信運搬費	郵送料や運送料等
旅費	会議・研修会等への参加旅費
報償費	研修会等の講師謝礼（弁当・交通費含む）
食糧費	活動に必要な食材費

※対象団体の構成員の人件費（役員手当等）は対象外です。

4. 限度額

1団体の助成額は、15万円を上限とする。

5. 財 源

本助成金は、福知山市補助金・善意銀行を財源として行うものとする。

6. 申請について

- ・助成を受けようとする団体は、推進協活動助成金交付申請書(様式1-①)に、活動計画書(様式1-②)及び収支予算書(様式1-③)を添えて、社協会長へ提出しなければならない。
- ・継続して申請を行い、なおかつ申請額が増額する団体は、増額する理由を明確にして、申請しなければならない。
- ・継続して申請を行う団体は、前年度の推進協の事業報告書並びに収支決算書を添えて提出しなければならない。
- ・申請書については、社協の各地区担当職員へ提出する。

【提出締切】令和元年6月21日(金)締切

7. 交付決定について

- ・社協会長が申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の可否並びに助成金の交付額を決定し、推進協活動助成金交付決定通知を申請団体へ交付するものとする。
- ・助成金は交付決定後、原則として指定口座振り込みにより交付するものとする。

【交付時期】令和元年7月下旬頃

8. 報告について

- ・助成金の交付を受けた団体は、年間の活動が終了後、実施報告書(様式2-①)に、活動報告書(様式2-②)及び収支決算報告書(様式2-③)を添えて社協会長に提出しなければならない。
- ・収支決算報告書(様式2-③)には、領収書(原則として原本)を添付しなければならない。

【提出締切】令和2年4月17日(金)締切

9. 助成の取消や返還について

- ・助成金の交付を受けた団体は、助成金を目的外に使用したときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。
- ・助成金の交付を受けた団体は、活動の実施後において、既に交付を受けた助成金に残額があるときは、当該残額を返還しなければならない。
- ・上記の事態の場合は、速やかに社協まで連絡してください。

10. その他

- ・この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が定める。
- ・それぞれの様式については、社協ホームページの地域福祉推進事業のページより、ダウンロードできる。

※お問い合わせ先※ **社会福祉法人 福知山市社会福祉協議会**

本所

〒620-0035 福知山市字内記 10-18(福知山市総合福祉会館内)
TEL:25-3211 FAX:24-5282

三和支所

〒620-1442 福知山市三和町千束 515(福知山市役所三和支所内)
TEL:58-3713 FAX:58-3732

夜久野支所

〒629-1322 福知山市夜久野町平野 1030(ふれあいの里福祉センター内)
TEL:38-1200 FAX:38-1230

大江支所

〒620-0301 福知山市大江町河守 252(北部保健福祉センター内)
TEL:56-0224 FAX:56-1654